

# 仕 様 書

## 第 1 委 託 件 名

令和 7 年度屋外型デジタルサイネージ等に関する調査委託

## 第 2 目 的

屋外型デジタルサイネージは、外国人旅行者が手軽に観光情報等を入手できる環境を整えていくために、平成 27 年度から「高機能型観光案内標識」として、都内の外国人がよく訪れる重点整備エリア（10 地域）に順次整備し、多言語で観光情報や災害情報を発信してきた。設置から 8 年が経過し、技術の進歩等によりインバウンドを取り巻く観光案内の環境も変化していることから、屋外型デジタルサイネージの利用実態や街なかに設置することの必要性について調査・分析を行い、その結果を踏まえて、今後の運用の方向性を定めることを目的とする。

## 第 3 契 約 期 間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日まで

## 第 4 履 行 場 所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 第 5 定 義

- 1 本仕様書で使用する「屋外型デジタルサイネージ（以下「デジサイ」という。）」とは、東京都と財団が街なかで観光情報などを多言語で提供する、高機能型観光案内標識（デジタルサイネージ）のことをいう。
- 2 本仕様書で使用する「10 地域」とは、デジサイが設置されている「新宿・大久保」「渋谷」「臨海副都心」「秋葉原」「東京駅周辺・丸の内・日本橋」「六本木・赤坂」「浅草」「銀座・新橋」「上野」「原宿・表参道・青山」（千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、台東区、墨田区、江東区の行政区域内）をいう。

## 第 6 通 則

- 1 本委託の受託者（以下「受託者」という。）は、本委託の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを財団に提示すること。
- 2 受託者は、本委託を実施するに当たり、受託及び財団と綿密に打合せを行うものとする。
- 3 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、業務を進めることとする。
- 4 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続は、受託者が迅速に処理すること。また、これに要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、本委託業務に当たり、調査対象者及び調査等で使用する私有施設関係者との良好な協力関係の維持に特に配慮すること。事故等のトラブルに係る責任は受託者にあることとし、財団に

速やかに報告すること。

- 6 財団は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- 7 契約金額には、特段の記載のあるものを除き、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

## 第7 事業実施スケジュール（予定）

最長で令和7年12月26日までに事業を完了させること。

※想定スケジュール

令和7年4月～	調査手法等検討・調査実施
5月～	検証及び課題整理
6月下旬	中間報告
9月～	とりまとめ、実施報告書の内容調整
～12月	報告書作成

## 第8 委託業務内容

受託者は、本委託の実施に関し、以下事項を行うこと。

### 1 デジサイ設置エリアにおける調査

デジサイ設置エリアにおける通行量調査を行い、属性別の停止率、操作率等を把握する。さらに、デジサイの利用者等に対するアンケート調査を行い、デジサイの利用実態を把握する。

#### (1) 歩行通行量調査・利用者数調査

調査地点にて、調査員が人手等により調査対象を観測する。

(ア) 調査対象地点：デジサイの設置場所40箇所

なお、道路使用許可等必要な事前調整や申請手続は、受託者にて申請を行うこと。

(イ) 調査対象者：以下の要件を満たす者

- ・デジサイ前の歩道を通る歩行者数及び画面に触った人の人数。
- ・「歩行者」とは歩道上を車両によらない方法で移動し、歩行する人及びベビーカーを押す人を指すこととし、親に手を引かれている子供は歩行者に数える。子供用の三輪車等に乘っているものや路上で遊んでいる子供等は調査の対象としない。なお、車いす利用者は歩行者の人数に含み、別にカウントすること。

(ウ) 調査内容：以下①～③の人数を計測すること。

- ① 累積歩行者量（時間別・日別・調査地点別・日本人/外国人別）
- ② ①のうち、デジサイ前に停止した人の人数（時間別・日別・調査地点別・日本人/外国人別）
  - ・デジサイの画面を見て足を止めた人を「停止」とすること。
  - ・デジサイの画面を見ずに、Wi-Fiを利用する等の目的で、単にデジサイの前に立ち止まった人数はこれに含まない。
- ③ ②のうち、画面を触った人の人数（時間別・日別・調査地点別・日本人/外国人別） 操作内容画面にかかわらず、画面を触った人数を計測すること。

(エ) 観測時間帯：午前8時から午後8時までの12時間、それぞれのデジサイについて平日・休日各1日

(オ) 集計・整理

受託者は、観測した項目を時間別・日別・調査地点別・日本人別/外国人別に集計するとともに、全ての結果を総括しまとめること。また、項目別に結果をクロス集計すること。

## (2) 設置場所エリアにおける旅行者向けアンケート調査

デジサイ設置エリアにおいて、旅行者を対象にデジサイを利用した者と利用しなかった者に対してアンケート調査を実施する。

### 【主な調査内容】

- ・デジサイを利用した者及び利用しなかった者（共通）  
旅行中の様々な場面における観光情報の取得方法を調査  
(訪問場所を決める、訪問場所の周辺施設を探す、(行先が決まっている場合の)訪問場所までの行き方等の場面での取得方法を調査)
- ・デジサイを利用した者には、デジサイの利用状況を調査  
(利用した理由、機能、効果 等)

(ア) 調査対象

- ①デジサイを利用した者（訪日外国人旅行者を6割以上とする。設置場所を往来する者で、協力依頼に応じて利用した者を含む。）
- ②設置場所を往来する旅行者のうち、デジサイを利用しなかった者（訪日外国人旅行者を6割以上とする。）

(イ) 調査方法

- ・デジサイを利用した者、利用しなかった者に声をかけ、日本語、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の依頼書を見せた上で、調査票を渡して各自にその場で記入をしてもらうこと。
- ・調査票は紙又は電子（iPad等）のいずれでも可とするが、併用は不可とする。詳細については事前に財団と協議すること。なお、アンケートへの回答は強制しないこと。

(ウ) 実施箇所

- ・10箇所以上（財団との協議の上、10地域につきバランスよく選定すること。）
- ・1（2）（ア）の調査対象の①と②は共通の場所でも可とする。
- ・道路使用許可等必要な事前調整や申請手続は、受託者にて申請を行うこと。

(エ) 調査期間

各実施場所で2日間程度（午前8時から午後8時までの12時間、それぞれのデジサイについて平日・休日各1日以上）を予定することとし、1（2）（キ）で示すサンプル数を満たすこと。

(オ) 調査言語

調査票の記入の依頼は外国人旅行者に対しては、原則英語で行うこと。

(カ) 依頼書・調査票の準備等

- ・依頼書を英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の言語に正しく翻訳をして利用すること。
- ・調査票を英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の言語に正しく翻訳をして利用すること。

- ・ 1 (2) で示す【主な調査内容】を踏まえ、調査票を作成すること。調査票で、デジサイを利用した者としなかった者、それぞれが回答できる構成にすること。作成にあたっては、財団と協議の上、決定するものとする（設問数は選択式を中心に20問程度を想定。一部自由回答欄を含む）。
- ・ 翻訳費用及び依頼書・調査票の作成費用は委託費用に含むものとする。
- ・ 有効サンプル数をあげるためのインセンティブなどの方策を講じること。

(キ) 調査サンプル数等

デジサイを利用した者と利用しなかった者に対するそれぞれの総サンプル数は400サンプル以上とする。

- ・ グループの場合、1グループあたり1つのアンケートを実施することが望ましい。
- ・ 外国人旅行者の割合（6割）のうち、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の言語についてバランスよくサンプルを確保することが望ましい。

(ク) 集計・整理

受託者は、聞き取りした結果を調査票の項目別に集計するとともに、全ての結果を総括しまとめること。また、項目別に結果をクロス集計すること。

**(3) 実施にあたっての留意事項**

上記(1)～(2)を実施するにあたり、以下の点に留意すること。

- ・ 調査日については、財団と協議し決定するものとする。ただし、気象条件や周辺環境条件（大規模なイベント実施）、大型連休等により交通量に影響を及ぼす恐れのある特異日については観測対象外とする。
- ・ 悪天候等により実施が不相当である場合は、受託者は調査前日までに財団と実施について協議すること。
- ・ 受託者は、観測に際して調査中であることを観測地点に表示すること。
- ・ 調査日当日は、現場責任者を必ず配置し、調査員が正確な計測を行っているか適宜確認するとともに、事故がないよう監督すること。事故等が発生した場合には直ちに財団に連絡すること。
- ・ 本調査に必要な機材、交通費、夜間照明器具、冷暖房設備、机、椅子、借家料等一切の経費は受託者の負担とする。
- ・ 調査実施前に必要な許可申請を受託者の負担により実施すること。
- ・ 事前に現地踏査の上、周囲への影響を勘案した調査員の配置計画、調査工程等の実施計画を作成・提出すること。
- ・ 翻訳費・印刷費用は受託者負担とする。

**(4) その他**

本事業の目的に鑑み、他に効果的もしくは必要な調査があれば必要に応じ実施すること。  
なお、その費用についても全て本事業の委託費用内に含めること。

**2 事例調査**

既存のデジサイは、①案内板としての地図表示機能、②タッチパネル等による観光情報（観光施

設、飲食店、イベント、交通案内等の観光情報コンテンツ)等の提供機能、③観光プロモーションやイベント等に関する告知機能(公共目的をもって表示する広告物等のみが対象)、④災害時の注意喚起に関する機能(Lアラート配信機能等)、⑤公衆無線 LAN の利用環境整備機能等を有している。また、⑥既存のデジサイにはないが、「1」で実施するアンケート調査等の実施結果で明らかになった旅行者にとって必要な機能等が存在する可能性もある。

上記の①～⑥の事項を踏まえ、デジサイと類似する媒体の事例を収集し、既存のデジサイとの比較・検討を行う。

## (1) 周辺エリアにおける類似媒体設置状況等調査

既存のデジサイを設置している周辺エリアで、類似事例を調査する。

### (ア) 類似事例の定義

デジタル技術を活用して、上記の①～⑥の機能のうち複数の類似機能を有するサイネージで屋外に設置されているもの。なお、③の機能については、類似事例では、公共目的以外の広告も対象とする。また、個別店舗の案内やバス等の時刻等のみを表示するものを除く。

### (イ) 調査手法

既存のデジサイの機能等を参考に、デスクリサーチや運営主体に対するヒアリング調査、現地調査等を実施すること。

### (ウ) 調査・実査箇所

デジサイの設置箇所を起点に概ね半径1キロ圏内であること。その圏内で類似事例が見つからない場合は、財団と協議の上、範囲等の変更を行う。

### (エ) 調査項目

#### 【主な調査項目(想定)】

- ・設置場所：住所 等
- ・運営実態：設置、運営主体
- ・提供している情報(デジサイで提供している各観光情報コンテンツとの比較など)
- ・費用対効果：

費用については、設置費用と維持管理費用等の概算を想定。

効果については、広告収入のあるものとなないものと双方を想定。広告で収入を得ている場合は、広告掲載数や単価、収入額等についても調査。広告収入の有無を問わずいずれの場合も効果測定の方法を調査。

- ・その他：

運営情報の更新方法、利用頻度や利用頻度の把握方法、運営者からみた機器の使いやすさ 等

### (オ) 調査サンプル数

10事例程度

### (カ) 調査の進め方

契約後は、受託者は5月までに各事例の選定理由を財団に明確にした上で、複数事例を提示し、財団と協議の上、絞り込みを行うなど、詳細の調査を進めるものとする。

## (2) 国内外のサイネージ等情報発信媒体の活用事例に関する調査

国内外での街なかにおける観光情報の発信動向(サイネージを含む)を把握した上で、国内外

でデジサイと類似機能を有するデジタル技術を活用した情報発信媒体の事例を収集する。

(ア) 類似機能を有するデジタル技術を活用した情報発信媒体の定義

2で示した①～⑥の機能のうち複数の類似機能を有するデジタル技術を活用した情報発信媒体。屋外かつ複数の類似機能を持つものを原則としつつ、屋内あるいは類似機能が1つであっても有用な事例がある場合は、受託者と財団が協議の上、決定する。ただし、③の機能については、類似事例では、公共目的以外の広告も対象とする。また、個別店舗の案内やバス等の時刻等のみを表示するものを除く。

なお、サイネージに限らず幅広い情報発信媒体を検討すること。

(イ) 調査手法

既存のデジサイの機能等を参考に、デスクリサーチや運営主体に対するヒアリング調査、現地調査等を実施すること。

(ウ) 調査項目

【主な調査項目（想定）】

- ・設置場所：住所 等
- ・運営実態：設置、運営主体
- ・提供している情報（デジサイで提供している各観光情報コンテンツとの比較など）
- ・費用対効果：

費用については、設置費用と維持管理費用等の概算を想定。

効果については、広告収入のあるものかないものと双方を想定。広告で収入を得ている場合は、広告掲載数や単価、収入額等についても調査。広告収入の有無を問わずいずれの場合も効果測定の方法を調査。

- ・その他：運営情報の更新方法、利用頻度や利用頻度の把握方法 等

(エ) 調査サンプル数

国内5事例、海外5事例程度を想定。

(オ) 調査の進め方

契約後は、受託者は5月までに各事例の選定理由を財団に明確にした上で、複数事例を提示し、財団と協議の上、絞り込みを行うなど、詳細の調査を進めるものとする。

(3) その他

本事業の目的を鑑み、効果的もしくは必要な調査があれば必要に応じ実施する。

なお、その費用についても全て本事業の委託費用内に含めること。

### 3 調査結果の分析

(1) 「1」の実施結果を踏まえ、旅行者が旅行中に求める情報やその入手方法等とデジサイの諸機能との関連性について分析する。分析にあたっては、単純な集計に努めるのではなく、クロス分析や民間企業や関係機関が採用している観光統計等を活用し、複合的に分析すること。

(2) 「1」、「2」の調査結果を踏まえ、デジサイのタッチ数と類似事例の利用率との比較分析や類似事例より推測される広告効果等をもとにデジサイの効果測定を行うこと。

(3) 上記(2)の効果測定にあたっては、デジサイが有する各機能（①案内板としての地図表示

機能、②タッチパネル等によって提供している観光情報（観光施設や交通案内、飲食店、イベント、交通案内等の観光情報コンテンツ）③観光プロモーションやイベント等に関する告知機能、④災害時の注意喚起に関する機能（Ｌアラート配信機能等）、⑤公衆無線 LAN の利用環境整備機能等）についても、１つずつその必要性や代替手段等を分析すること。

#### 4 報告書類等の作成

受託者は、上記１から２について、６月下旬までに中間報告を実施するものとする。また、業務実施中及び終了後は、速やかに当該事業実施について報告し、全体をまとめた事業実施報告書を作成し、提出すること。

##### (1) 事業実施報告書（中間報告書）

記載内容については財団と協議の上作成すること。

調査を開始する前に財団に成果物（中間報告、最終報告）のイメージ図を提出し、財団と成果物の表示方法について内容を擦り合わせる。成果物（中間報告、最終報告）の取りまとめに際しては、財団に確認を行いながら実施すること。

##### (ア) 中間報告

受託者は、令和 7 年 6 月下旬までに、以下により、中間報告を行うこと。

##### ①報告対象

「１」の「デジサイ設置エリアにおける調査」のうち、（１）の歩行量調査・利用者数調査は 3 エリア以上、（２）の設置エリアにおける旅行者向けアンケート調査は 3 箇所以上

「２」の「事例調査」のうち（１）の周辺エリアにおける類似媒体設置状況等調査： 2 箇所以上

「２」の「事例調査」のうち（２）の国内外のサイネージ等情報発信媒体の活用事例に関する調査：国内 1 箇所以上、海外 1 箇所以上

##### ②報告事項（報告書に記載する事項）

- ・概要（件名・事業期間・受託事業者・事業目的）
- ・事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）
- ・総括（デジサイの現状と課題 等）
- ・実施結果
- ・今後の方向性
- ・参考資料（会議議事録、類似機器等の写真、機能や仕様がわかる資料等）

規 格	大きさ：A 4 色      ：4 色カラー刷り 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
-----	---

##### (イ) 最終報告

受託者は、事業実施終了後、以下により最終報告を行うこと。

##### ①報告事項（報告書に記載する事項）

- ・概要（件名・事業期間・受託事業者・事業目的）

- ・事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）
- ・総括（デジサイの現状と課題 等）
- ・実施結果
- ・今後の方向性
- ・参考資料（会議議事録、類似機器等の写真、機能や仕様がわかる資料等）

規 格	大きさ：A 4 色      ：4色カラー刷り 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
-----	--

## 第9 納入物件

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書（中間報告・最終報告）     | 各5部 |
| 2 1の電子データ                | 一式  |
| 3 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 一式  |

記入済みの調査票については、紙及びデータで報告書とともに財団に全て提出すること。その際、自由記述の外国語での回答は日本語に翻訳の上、提出すること。翻訳費用は委託費用に含むものとする。

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft PowerPoint」のいずれかによる。写真、図表等はWindows 10 標準ソフトで編集可能な形式によるものとし、事前に財団の確認を得ること。また、オリジナルデータの他、PDF形式のファイルも作成し提出すること。スキャニングによるPDF化は認めない。

## 第10 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
  - (3) 財団の調査であることを理由に本事業への協力を強制しないこと。
  - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
  - (6) 調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
- 2 受託者は、本事業の実施にあたっては、関係機関等との調整及び必要な申請等を行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- 4 受託者は、令和7年4月から令和7年12月までの間、事業の区切りになるところで財団との間

で定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、財団と協議すること。また、開催にあたっては、状況に応じてオンラインでの開催も検討すること。なお、この定例報告にかかわらず、受託者と財団は双方協議の上、随時打合せ等を行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時期、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 8 感染症等の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施期間中においても適宜見直しを図ることがある。
- 9 為替・政治的状況など一時点での市場状況の変動、四季による調査結果の変動、過去の情勢及び将来の見込を踏まえたものとする。必要に応じ、統計的に有意であり、かつ対外的に平易に説明できるよう、わかりやすさと客観性を両立した手法を用いて推計を行うこと。
- 10 現地調査実施にあたっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上、行うこと。

### 第11 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

### 第12 秘密の保持

受託者は、第11項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第11項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

### 第13 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- 1 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 1の規定は、受託者の従業員、第11項の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 1及び2の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者

が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- 5 4は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- 6 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- 7 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立を受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

#### 第14 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

#### 第15 個人情報の保護等

- 1 「東京都個人情報取扱事務要綱」\*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。  
\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_jimutoriyokou.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf)  
\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_annzenkannriki\\_junimeji.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf)  
\*\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyu\\_0122.doc](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyu_0122.doc)
- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施にあたって以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) アクセスを許可する情報に係る事項  
受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。
  - (2) システム要件に係る事項  
受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。
  - (3) 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。
- 3 本件における「個人情報」として、特に以下の事項に留意すること。
  - (1) 本事業を遂行するために実施するマーケティング調査等を通じて得たもので、アンケート回答者及び関係者等の氏名、連絡先、属性、メールアドレス及び調査回答等

- (2) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
  - (3) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 4 本事業の遂行にあたり第11項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の承認

## 第16 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

## 第17 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- 4 本委託契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和7年度財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。

## 第18 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団 観光インフラ整備課

郵便番号 163-0915 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス 15階

電話：（03）5579－8463